

「国民を詐欺から守るための総合対策」等の取組状況について
(令和7年(2025年)3月末時点)

1	「被害に遭わせない」ための対策	1
(1)	SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態に注目した対策	1
ア	健全な投資環境の確保等のための施策	1
イ	SNSやマッチングアプリを利用した手口への対策	4
ウ	新たに開始された金融教育における被害防止に向けた啓発	5
(2)	フィッシングによる被害実態に注目した対策	5
ア	フィッシングサイトにアクセスさせないための方策	5
イ	ID・パスワードを窃取された場合でも被害に遭わないための方策	6
ウ	先端技術の活用等によるフィッシング対策の高度化・効率化	6
(3)	特殊詐欺等の被害実態に注目した対策	7
ア	被害に遭わない環境の構築	7
イ	社会全体による被害の阻止	11
2	「犯行に加担させない」ための対策	13
(1)	「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進	13
(2)	サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除	14
(3)	青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発	15
ア	青少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進	15
イ	児童生徒等の非行防止のための取組の推進等	16
ウ	情報モラル教育の着実な実施	16
エ	青少年に対する広報・啓発の推進	17
(4)	犯罪者グループ等内の連絡手段対策	19
ア	秘匿性の高いアプリケーションの悪用に係る注意喚起	19
イ	証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化	19
(5)	強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進	19
(6)	詐欺等の犯行に加担した少年の再非行防止のための取組の推進	20
3	「犯罪者のツールを奪う」ための対策	20
(1)	犯罪者グループ等が用いる電話に関する対策	20
ア	本人確認の実効性の確保に向けた取組	20
イ	悪質な電話転送サービス事業者等の排除に向けた取組	21
ウ	携帯電話の不正利用防止対策等の強化	21
エ	悪用されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進	21
(2)	預貯金口座等に関する対策	21
ア	犯罪者グループ等による出金・送金対策	21
イ	預貯金口座の不正利用防止対策の強化等	22

ウ	犯行に利用された預貯金口座の凍結等	23
(3)	暗号資産の移動対策	23
ア	暗号資産交換業者への不正送金の防止<再掲> 1 (2) イ (ウ)	23
イ	暗号資産の没収・保全の推進	23
(4)	匿名簿対策	23
ア	個人情報保護法の的確な運用等	23
イ	あらゆる法令を駆使した取締り等の推進	23
ウ	犯罪の利用目的のための個人情報収集に係る注意喚起	24
(5)	在留外国人等に対する広報・啓発の実施	24
(6)	不動産業者等と連携した空き家等の不正な利用の防止	25
4	「犯罪者を逃さない」ための対策	25
(1)	匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明	25
ア	匿名・流動型犯罪グループに対する取締り及び実態解明体制の強化	25
イ	取締り及び実態解明の推進	26
ウ	適正な科刑の実現に向けた取組の推進	28
エ	海外拠点の摘発の推進等	29
(2)	マネー・ローンダリング対策	30
ア	金融機関と連携した検挙対策の推進<再掲> 3 (2) ア (ア)	30
イ	預貯金口座の不正利用防止対策の強化等<再掲> 3 (2) イ	30
ウ	法人がマネー・ローンダリングに悪用されることを防ぐ取組の推進	30
エ	犯行に利用された預貯金口座の凍結等<再掲> 3 (2) ウ	30
オ	不正な現金等の国外持ち出しに係る水際対策の強化<再掲> 4 (1) エ (エ)	30
(3)	財産的被害の回復の推進	30
ア	被害回復給付金支給制度及び振り込め詐欺救済法の効果的な運用	30
イ	暗号資産を用いた詐欺被害の実態把握等	30
ウ	不法行為に基づく損害賠償請求に関する裁判例の調査研究	30
エ	国境を跨いだ被害回復の検討	31

1 「被害に遭わせない」ための対策

(1) SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態に注目した対策

ア 健全な投資環境の確保等のための施策

(7) 被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等

① 広報・啓発活動の更なる推進

- ・警察庁、金融庁において、事業者団体等との連携を強化しつつ、インターネット及びSNS上において、SNS型投資・ロマンス詐欺に係る注意喚起等を実施したほか、政府広報とも連携し、広報・啓発を実施。【警察庁、金融庁、政府広報室】
- ・高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言・相談等を行う「講習会」を開催する「デジタル活用支援推進事業」において、令和6年度実施分のテキストを緊急に改訂し、特に高齢の被害者が多いSNS型投資詐欺に係る啓発・注意喚起を行うとともに、令和7年度実施分のテキストからは、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺に係る特徴・具体例・対策等の解説ページを作成し、デジタルリテラシーの向上に関する講座（「デジタルリテラシーを身につけて安心・安全にインターネットを楽しもう」、「スマートフォンを安全に使うための基本的なポイントを知ろう」）の一環として組み込むことにより、受講者である高齢者に対する効果的な広報・啓発を推進。【総務省】
- ・国民のICTリテラシー向上を目的として作成する教材のうち高齢者向け教材において、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺に関する危険性について記載し、地域の高齢者向け講座等での活用を促進。また、総務省が作成しているウェブサイト（上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～）において、警察庁等のサイトにおける投資詐欺等に関する情報のリンクを掲載することにより、効果的な広報・啓発を推進。【総務省】

② SNS等の利用者への注意喚起等

- ・SNS型投資・ロマンス詐欺の被害に遭うおそれがある場面等を捉えて利用者に適時適切な注意喚起を行うよう、事業者へ働きかけを実施。【総務省】
- ・投資詐欺に関して、損害を被った方や、不審に思った方、投資を悩んでいる方などからの相談等を受け付ける「詐欺的な投資に関する相談ダイヤル」を開設。（令和6年6月19日）【金融庁】
- ・SNS上の、金融商品取引法に違反する可能性がある広告や投稿等に関し、情報収集等を行うための体制整備として、令和6年10月1日「SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置し、当該広告等の削除につなげるなど、SNS事業者等と連携し対応の上、投資家等に注意を促すための取組等を実施。【金融庁】

(4) 投資詐欺サイトに誘導する投稿・偽広告対策等

① SNS事業者等による実効的な広告審査等の推進

- ・ 令和 6 年 9 月から L I N E ヤフー株式会社、令和 6 年 10 月から M e t a 社との間で、警察から各社に対して犯行利用アカウントの利用停止等を促す情報提供の枠組みの運用を開始。【警察庁】
 - ・ 令和 6 年 6 月 21 日に、S N S 等におけるなりすまし型「偽広告」への対応について、S N S 等を提供する大規模プラットフォーム事業者に対し、広告出稿時の事前審査等及び事後的な削除等に関する要請を実施。要請に関する対応状況については、総務省の有識者会議において、令和 6 年 10 月にヒアリングを実施し、令和 6 年 11 月にヒアリングの評価である「ヒアリング総括」を公表。評価結果を踏まえ、事業者に更なる改善を求めるとともに、今後、「ヒアリング総括」への各社の対応状況についてフォローアップを実施予定。あわせて、広告主が意図しない媒体への広告配信への対策に関する広告主等向けガイダンスを令和 7 年 5 月中を目途に公表するとともに、広告関連団体等と連携し、広告主への働きかけを実施予定。
【総務省】
 - ・ 正規の広告主の利益が害されないようにする観点から、広告主からの苦情受付や広告審査の取組みについてプラットフォーム事業者に対して緊急に聞き取りを行い、令和 6 年 6 月末に聞き取り結果及びそれを踏まえた取組み状況に関する評価の公表を行った。これとともに、取組み状況について令和 6 年度のデジタルプラットフォーム取引透明化法に基づくモニタリング・レビューの中でも引き続き引き上げ、令和 7 年 2 月に公表された令和 6 年度の経済産業大臣評価において評価を行った。【経済産業省】
 - ・ 令和 7 年 2 月に公表されたデジタルプラットフォーム取引透明化法に基づく前記の経済産業大臣評価において、プラットフォーム事業者に対し、利用事業者（広告主）が頻繁にアクセスする画面でのデジタル広告の質に関する啓発のための情報開示やデジタル広告の質に関する情報の積極的な発信等を求めた。なお、広告主が自らの広告の掲載先や掲載される媒体の質に関する意識を高めて取引に参加するという点に関しては、広告業界としても、総務省主催のデジタル広告 WG に参加し広告主等向けガイダンスの作成に助力し、プラットフォーム上の健全な広告マーケット創出に向けた取組みを実施している。【経済産業省】
- ② 無登録業者による偽広告の掲載が違法な金融商品取引業に該当し得ることの明確化等
- ・ 金融商品取引業や暗号資産交換業等の登録を受けていない者等による広告の掲載等が金融商品取引法等に違反され得る場合を明確化するため、令和 6 年 11 月に金融商品取引法等ガイドラインや監督指針の改正を実施。
【金融庁】
- ③ なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進
- ・ 令和 6 年 6 月 21 日に、S N S 等におけるなりすまし型「偽広告」への対応について、S N S 等を提供する大規模プラットフォーム事業者に対し、広告出稿時の事前審査等及び事後的な削除等に関する要請を実施。要請に

関する対応状況については、総務省の有識者会議において、令和6年10月にヒアリングを実施し、令和6年11月にヒアリングの評価である「ヒアリング総括」を公表。評価結果を踏まえ、事業者に更なる改善を求めるとともに、今後、「ヒアリング総括」への各社の対応状況についてフォローアップを実施予定。あわせて、広告主が意図しない媒体への広告配信への対策に関する広告主等向けガイダンスを令和7年5月中を目途に公表するとともに、広告関連団体等と連携し、広告主への働きかけを実施予定。

【総務省】 【再掲】 1 (1) ア (イ) ①

- ・ インターネット上に流通・拡散する偽・誤情報や、SNS上のなりすまし型偽広告への対応等を含む、デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方について、令和6年9月に総務省の有識者会議にてとりまとめを公表し、同とりまとめを踏まえた総合的な対策を実施中。【総務省】
- ④ **事業者団体等における偽広告等への適正な対応の推進**
 - ・ 事業者団体等における偽広告等への適正な対応の推進として、金融関係事業者団体において、横断的に、自らになりすました偽広告等に関する情報収集や注意喚起を行うとともに、当該偽広告等を発見した場合などには積極的な削除要請を行うよう、令和6年9月に要請文を发出。【金融庁】
- ⑤ **情報コンテンツや発信者の信頼性等確保技術の導入促進**
 - ・ 令和5年度補正予算を活用し、画像・映像を対象としたAI生成コンテンツを判別する技術や、発信者に関する情報等の信頼性確保技術の開発・実証を実施中。令和6年度補正予算を活用し、画像・映像に加え、音声等を対象としたAI生成コンテンツを判別する技術や、発信された情報コンテンツの信頼性を確保する技術の開発・実証を実施中。【総務省】
- ⑥ **大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等**
 - ・ 大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」が令和7年4月1日に施行。合わせて、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律における大規模特定電気通信役務提供者の義務に関するガイドライン」及び「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」を策定し、令和7年4月1日に施行。【総務省】
- ⑦ **AI事業者ガイドラインの周知等**
 - ・ 国際動向や技術動向を踏まえ、令和6年11月に「AI事業者ガイドライン」を第1.01版として時点更新、令和7年3月に第1.1版として更新。【総務省、経済産業省】
 - ・ AIの新たな技術やサービス、リスクの登場に従って、随時「Living Document」としてAI事業者ガイドラインの更新を行い、関連団体・組織、事業者等に対する説明や講演等を通じてAI事業者ガイドラインの周知・広報を継続的かつ積極的に実施し、普及・浸透を図る【総務省・経済産業省】

省】

⑧ 投資詐欺サイト対策

- ・警察庁で集約した投資詐欺サイトに係る情報を関係事業者等へ提供することで、フィルタリングや警告表示等の注意喚起を実施できないか検討している。【警察庁】

(ウ) 金融商品取引法上の無登録業者の排除

① 金融商品取引法の的確な運用等

- ・無登録業者に関する情報を収集し、当該業者について、警告書の発出、金融商品取引法に基づく裁判所への禁止又は停止命令の申立てを行うとともに、金融庁ウェブサイトを通じた業者名等の公表等、排除のための取組を積極的に推進。【金融庁】

② 無登録業者の取締りの推進

- ・令和6年12月、無登録業者に関し、金融庁及び消費者庁から警察庁に対して情報提供を行う仕組みを構築し、運用を開始。【警察庁】

イ SNSやマッチングアプリを利用した手口への対策

(ア) 知らない者のアカウントの友だち追加時の実効的な警告表示・同意取得の実施等

- ・SNS事業者において、知らないアカウントの友達追加時の警告表示を実施。【総務省】

(イ) 利用者の本人確認強化等

① SNSの公式アカウント開設時の本人確認強化等

- ・SNSアカウントがいわゆる「闇バイト」等の募集に悪用される実態を踏まえ、令和6年12月18日、SNS等を提供する大規模事業者に対し、SNS等のアカウント開設時における本人確認手法の厳格化を含む措置を検討するよう要請。【総務省】
- ・上記要請を踏まえた対応状況について、総務省の有識者会議において今春ヒアリングを実施予定。【総務省】
- ・「闇バイト」等の募集に利用されるSNSアカウントの開設時のSMS認証において、携帯電話番号が多く利用されているが、携帯電話の契約においては携帯電話不正利用防止法による本人確認が行われているところ、同法施行規則改正により本人確認の強化を実施。【総務省】

② マッチングアプリアカウント開設時の本人確認強化等

- ・令和6年9月、マッチングアプリ事業者及び結婚相談所事業者が参画する2団体に対して、マッチングアプリアカウントでの公的個人認証サービスを活用した、より厳密な本人確認と本人確認時に確認した情報の適切な保存について、マイナンバーカードの積極的な活用を求める要請文書を発出した。【警察庁、デジタル庁】

(ウ) 犯行に利用されたSNSアカウント等の速やかな利用停止措置等の検討

- ・警察庁では、令和6年9月から、SNS事業者に情報提供を行う仕組みの運用を開始した。また、犯行に利用されたアカウントの速やかな利用停止等の

実現に向け、マッチングアプリ事業者等と協議を実施している。【警察庁】

- ・警察では、特殊詐欺等に利用され又は利用された疑いのある暗号資産取引口座を把握した場合に、暗号資産交換業者に対して当該暗号資産取引口座の凍結の検討の依頼を行い、依頼を受けた暗号資産交換業者において凍結等の措置を講じる枠組みを運用しているところ、その対象となる犯罪にSNS型投資・ロマンス詐欺を追加し、同枠組みを活用した被害防止対策を実施。【警察庁、金融庁】

ウ 新たに開始された金融教育における被害防止に向けた啓発

- ・金融経済教育推進機構（J-FLEC）において、令和6年8月以降、出張授業の実施やイベント・セミナーの開催等を通じて、金融トラブル防止等に関する内容を含む金融経済教育に係る取組を実施。【金融庁】
- ・また、同機構の活動に係る案内や、講師派遣（出張授業）、教材の提供等に当たっては、同機構と文部科学省、厚生労働省、総務省、警察庁、金融庁が連携し、全国の学校や社会教育施設、企業年金実施企業、地方自治体、警察に対して、利用を呼びかける事務連絡の発出や各種会議における周知等を実施。【金融庁、文部科学省】
- ・加えて、同機構において、J-FLEC 相談員（J-FLEC 認定アドバイザー）による個別相談を実施。【金融庁】

(2) フィッシングによる被害実態に注目した対策

ア フィッシングサイトにアクセスさせないための方策

(7) 送信ドメイン認証技術（DMARC等）への対応促進

- ・金融機関、EC事業者、物流事業者、行政機関等のメール送信組織に対して、送信ドメイン認証技術（DMARC等）の計画的な導入の要請を実施したほか、メールサービス事業者に対して、送信ドメイン認証技術を用いた受信メール評価の重要性について周知啓発。【警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・経済産業省・国土交通省】

(4) フィッシングサイトの閉鎖促進

- ・フィッシングサイトの閉鎖促進対策として、金融機関、EC事業者、物流事業者等の事業を所管する省庁に対して、フィッシングサイトの閉鎖の推進に関する要請文を発出。【警察庁、総務省、金融庁、消費者庁、経済産業省、国土交通省】
- ・都道府県警察が委嘱するサイバー防犯ボランティアは、サイバーパトロールを通じ、フィッシングサイトを発見し、ホスティング事業者等への閉鎖依頼を実施しており、サイバー防犯ボランティアの活動にサイバーパトロール活動を加えるよう関係団体に働き掛けるなど、サイバー防犯ボランティアを活用したフィッシングサイト対策を促進。【警察庁】

(ウ) パスキーの普及促進

- ・次世代認証技術の1つであるパスキーの普及のため、金融機関やEC事業者等の事業を所管する省庁に対して、その導入等に関する要請文を発出。【警察庁、総務省、金融庁、消費者庁、経済産業省、国土交通省】

- ・フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金事犯における預金の不正送金の被害件数及び被害総額の状況も踏まえ、金融庁及び警察庁が連名で、業界団体を通じ、各金融機関に向け、上記(ア)～(ウ)の方策を中心として、フィッシング対策の強化を求める要請文を発出。また、金融庁では、金融機関の経営層が参加する業界団体との意見交換会においても、同方策について周知。【警察庁、金融庁】

イ ID・パスワードを窃取された場合でも被害に遭わないための方策

(ア) EC加盟店等との情報連携の強化

- ・EC加盟店等においては、不正取引に関するアカウント情報等をそれぞれの個人情報取扱いに関する指針等に基づき被害防止対策に活用しているところ、個人情報保護委員会及び警察庁において、EC加盟店等における不正取引等に関する個人データの警察への提供に係る整理について検討中。【警察庁、個人情報保護委員会】

(イ) クレジットカード不正利用情報提供の効率化

- ・令和6年12月、警察庁において、カードの利用停止等の対策に活用するため、各都道府県警察が捜査等を通じて把握した悪用のおそれのあるクレジットカード番号等を集約し、国際ブランド各社に一括して提供する枠組みを新たに構築。【警察庁、経済産業省】

(ウ) 暗号資産交換業者への不正送金の防止

- ・金融庁及び警察庁が連名で金融機関に対し要請している、口座名義人と異なる依頼人名による暗号資産交換業者への送金停止について、その実施状況を確認するなどのフォローアップを実施。【警察庁、金融庁】
- ・警察庁において、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等について、暗号資産交換業者と連携し、都道府県警察の捜査で判明した犯罪に利用された暗号資産口座について、その凍結依頼等を実施するための枠組みを運用しているところ、対象罪種を拡大し、同枠組みを活用した被害防止対策を実施。【警察庁】

(エ) コード決済に関する被害防止

- ・コード決済の利用拡大に伴い、フィッシング等により窃取されたコード決済サービスのアカウントがコンビニエンスストアの店舗で不正に利用されている実態について、令和5年11月、関係団体に対して具体的な犯罪手口情報を提供し、コード決済画面提示時における同画面の作動状況の確認や、法律に基づく身分証明書の確認を要請していたところ、薬局等においても同様の犯罪手口が確認されていることから、令和6年11月、チェーンドラッグストア協会に対し、コード決済の悪用に関する対策の強化を依頼。【警察庁】

ウ 先端技術の活用等によるフィッシング対策の高度化・効率化

(ア) フィッシングサイトの特性を踏まえた先制的な対策

- ・警察庁において、フィッシングサイトへのアクセス時の閲覧防止措置や警告表示に活用させるべく、都道府県警察等から集約したフィッシングサイト等のURL情報をフィルタリング事業者やウイルス対策ソフト事業者に提供。

【警察庁】

- ・都道府県警察等から集約したフィッシングサイトに関する情報を基に、同一のIPアドレス上に構築されたサイトに関する情報を収集することで、未だ通報等がなされていないフィッシングサイトを先制的に把握し、ウイルス対策ソフト事業者等に提供する取組を開始。【警察庁】

(4) 生成AI等を活用したフィッシングサイト判定の高度化・効率化

- ・フィッシングサイト判定の高度化・効率化のために生成AIを活用し、URL情報をフィルタリング事業者やウイルス対策ソフト事業者に効率的に提供することで、提供閲覧防止措置や警告表示によるフィッシングサイト対策の効率化を図る。【警察庁】

(3) 特殊詐欺等の被害実態に注目した対策

ア 被害に遭わない環境の構築

(7) 社会全体での詐欺被害防止対策の重要性等を訴える広報・啓発活動の更なる推進

- ・副業トラブルも含め、SNSをきっかけとした「もうけ話」に関する注意喚起を実施。【消費者庁】
- ・認知症高齢者や障害者等配慮を要する消費者の消費者被害防止の観点から、消費者安全確保地域協議会の設置・活性化を促進。【消費者庁】
- ・幅広い世代に対して高い発信力を有する著名な方々による「ストップ・オレオレ詐欺 47～家族の絆作戦～」プロジェクトチーム（略称「SOS47」）と連携し、関係機関等からの協力も得ながら、全国各地で特殊詐欺等被害防止のための広報啓発イベントを実施。【警察庁】
- ・警察庁ウェブサイトの特殊詐欺広報啓発ページを随時更新しているほか、X、LINE、YoutubeといったSNSにおいて、最新の手口やその対策等について情報発信を実施。【警察庁】
- ・Youtube、Yahoo!、Smart Newsにおいて、特殊詐欺等に係るターゲティング広告を実施。【警察庁】
- ・令和7年2月から、闇バイトの危険性等について広報啓発するため、インターネットを広報媒体とした、青少年に対する呼びかけ事業を実施。【警察庁】
- ・LINE ヤフー社やMeta社と連携し、事業者の各種コンテンツで注意喚起情報を発信。併せて、警察庁を含む関係省庁の連名による注意喚起情報を作成し、各事業者のプラットフォームにおいて発信。【警察庁】
- ・サイバー犯罪ボランティアへによる学生等を対象とした講演等の教育活動を通じ、「闇バイト」の危険性についての広報啓発を推進。【警察庁】
- ・サイバー防犯ボランティアへの参加は、サイバー空間における安全・安心に大きく寄与するとともに、参加者等の規範意識の向上につながるものであることから、警察、学校関係者及び関係団体が連携して積極的な参加募集を行うなど、サイバー防犯ボランティアの活動を促進。【警察庁】
- ・在外公館からも領事メール（対象地域は当該公館の管轄区域、たびレジ登録者及び在留届提出者を対象）による特殊詐欺被害についての注意喚起を行い、

同内容を「外務省海外安全ホームページ」にも掲載しているところ、今後もこのような注意喚起を必要に応じ継続する。【外務省】

(イ) 犯人からの電話を直接受けないための対策

① 犯人からの電話を直接受けないための対策の浸透に向けた広報・啓発の推進

- ・ 地方消費者行政強化交付金を通じて、地方公共団体における高齢者等の消費者被害防止のための消費者安全確保地域協議会の設置・機能強化に係る迷惑電話防止機能を有する機器の導入の取組を支援。【消費者庁】
- ・ 国際電話利用休止、ナンバーディスプレイ・ナンバーリクエストへの申込み等と呼び掛ける広報啓発イベントを実施。【警察庁】
- ・ 国際電話番号を用いた詐欺電話に対する注意喚起及び国際電話の利用休止を訴える動画を Youtube や X 上に掲載して情報発信を行ったほか、Youtube においてターゲティング広告を実施。【警察庁】
- ・ 国際電話ブロック対策、NTT 東西によるナンバーディスプレイ、ナンバーリクエストの高齢者無償化施策、優良防犯電話の普及事業等を中心に、関係事業者等と連携し、各種取組の普及啓発を実施。併せて、優良防犯電話等の制作事業者や通信事業者と連携し、固定電話及び携帯電話における国際電話ブロック対策等の各種対策を検討。【警察庁】
- ・ 電気通信事業者において、ナンバーディスプレイ等のオプションサービスの周知を実施。【総務省、経済産業省】
- ・ 復興庁においては、これまで当庁ウェブサイト「警察庁・SOS47 特殊詐欺対策ページ」のバナーを掲示するなどして特殊詐欺対策等の広報・啓発に努めてきたところ、昨今の情勢を踏まえて対策を強化するため、同ページについて庁内及び所管法人の職員等に周知し閲覧を促すことにより、犯人からの電話を直接受けないための対策等の更なる浸透を図る。【復興庁】

② 「優良迷惑電話防止機器推奨事業」による機器の普及促進

- ・ 全国防犯協会連合会と連携し、特殊詐欺被害が多い上位 10 府県（東京都を除く）を選定し、優良防犯電話（自動録音機）の普及事業（無償配布）を展開（令和 5 年度 8,181 台、令和 6 年度 15,150 台）。また、各都道府県警察において、優良防犯電話の補助事業予算を拡大し、各地において普及促進活動を実施。【警察庁】

③ 高齢者の自宅電話番号の変更等支援

- ・ 防犯機能を備えた固定電話機の設置・導入について広報啓発を実施。【警察庁】
- ・ 捜査の過程で押収した名簿の登載者等に対し、各都道府県の発生状況等に応じて、高齢者宅を警察官が訪問するなどし、固定電話対策として適宜周知を実施。【警察庁】
- ・ 固定電話事業者に対し、固定電話番号の変更を希望する契約者については、番号変更にスムーズに応じるよう要請を実施。【総務省】

④ 発信者番号表示サービス等の普及等

- ・ 固定電話事業者に対し、ナンバーディスプレイ、ナンバーリクエスト、特殊詐欺対策アダプタの普及・促進を行うよう要請を実施。【総務省】
 - ・ 固定電話事業者に対し、固定電話利用者に対して、非通知設定の電話等については意図せず出ることがないように、周知・啓発を行うよう要請を実施。【総務省】
 - ・ ナンバーディスプレイ・ナンバーリクエスト等のサービスについて、事業者において効果的な広報活動を検討いただくよう、総務省から働き掛けを実施。【総務省】
- ⑤ 国際電話番号からの着信を受けないための対策
- ・ 国際電話利用休止、ナンバーディスプレイ・ナンバーリクエストへの申込み等と呼び掛ける広報啓発イベントを実施。【警察庁】【再掲】1(3)ア(イ)①
 - ・ 国際電話番号を用いた詐欺電話に対する注意喚起及び国際電話の利用休止を訴える動画をYoutubeやX上に掲載して情報発信を行ったほか、Youtubeにおいてターゲティング広告を実施。【警察庁】【再掲】1(3)ア(イ)①
 - ・ 都道府県警察に対し、国際電話番号からの着信を受けないための対策の更なる推進を指示し、併せて、当該対策の効果的な申込みにつながる施策を都道府県警察から吸い上げ、全国への周知を徹底。【警察庁】
 - ・ 国際電話事業者に対し、契約者へ国際電話利用契約の利用休止の申込みに関する周知対応について協力を要請。【総務省】
- ⑥ 国際電話の利用休止申請の受付体制の拡充
- ・ 国際電話事業者に対し、「国際電話不取扱受付センター」における申請受付体制の更なる拡充を要請。【総務省】
 - ・ 令和7年度中に、総務省において、国際電話を悪用した詐欺電話を含む電話の不適正利用対策に関する相談受付を行うセンターを開設予定。【総務省】
- ⑦ 国際電話利用休止措置の活用拡大に向けた取組
- ・ 総務省において、固定電話等の利用者に対し、国際電話をブロックする機能についてのニーズ調査を実施。【総務省】
- ⑧ SMSの不適正利用対策の推進
- ・ SMS不適正利用対策事業者連絡会を通じて、SMSフィルタリングの活用やスミッシングメッセージの申告受付について周知・啓発を実施。【総務省】
 - ・ 「不適正利用対策に関するワーキンググループとりまとめ」（令和6年11月29日）において、マルウェア感染端末の特定・警告に係る通信の秘密の整理を記載し、事業者に対応を要請。一部事業者において実施。【総務省】
 - ・ SMS発信元の明確化・透明化に係る取組やSMS認証代行事業者等の悪質事業者への対策について、SMS不適正利用対策事業者連絡会を通じて関係者と議論を実施。【総務省】
- (ウ) 犯罪者グループ等が犯行に利用する電話に係る対策
- ① 警告電話事業の推進
- ・ 平成29年以降、警察庁において、都道府県警察から犯行に利用された電話

番号を集約し、警告架電を実施する取組を継続して実施。【警察庁】

② 特殊詐欺等の予兆電話等に利用された電話番号や海外経由の通信

サービスに係る対策の推進

- ・警察庁で集約している特殊詐欺の予兆電話に利用された電話番号について、通信事業者等と連携し、対象番号をブロックする対策を実施。また、警察庁との連携事業者を拡大し、特殊詐欺の予兆電話に利用された電話番号のブロック対策を推進。【警察庁】

(イ) 押収名簿を活用した注意喚起

- ・令和6年7月から、捜査の過程で押収した名簿を集約し、各都道府県警察に還元して（令和5年度：500,000件、令和6年度：510,000件）、管轄ごとに注意喚起を実施。【警察庁】
- ・捜査の過程で押収した名簿の登載者等に対し、各都道府県の発生状況等に応じて、高齢者宅を警察官が訪問するなどし、固定電話対策として適宜周知を実施。【警察庁】【再掲】1(3)イ③

(ロ) 宅配事業者を装った強盗を防ぐための宅配事業者との連携

- ・非対面での荷物の受取りの拡充等について、警察庁ウェブサイト上の「住まいる防犯110番」、各都道府県警察ウェブサイトや宅配事業者のウェブサイトにおいて広く周知を図っているほか、防犯団体が作成する防犯対策リーフレットへの掲載を依頼するなど、非対面での荷物の受取りの普及に関する取組を推進。【警察庁】
- ・国土交通省においては、令和6年4月に「再配達削減PR月間」として、特設サイトの公開(https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/re_delivery_reduce_pr.html)や大臣会見(https://www.mlit.go.jp/report/interview/daijin240319_00001.html)によって再配達削減の取組に関する周知を実施。引き続き、消費者庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省や、宅配事業者、EC（Eコマース）事業者等と連携し、再配達削減に向けた取組として、非対面での受取である宅配ボックスや置き配等の活用を呼び掛ける。【国土交通省】
- ・悪質なリフォーム業者が、点検商法と呼ばれる手口によって不要な工事契約を締結させて代金を詐取するなどの悪質商法事犯が、匿名・流動型犯罪グループの資金源の一つとなっている実態がみられるところ、当該手口による犯罪の被害者が特殊詐欺や強盗等の二次被害に遭う危険性があることから、関係省庁は、悪質リフォーム業者による点検商法等への実効ある対策の検討を含め、リフォーム業界の協力を得つつ、悪質な営業を行うリフォーム業者の排除に向けた取組を推進するとともに、令和6年度においては、国土交通省・警察庁・消費者庁と連携して悪質リフォームに関するチラシを作成し、消費者等への注意喚起を実施。【国土交通省、警察庁、消費者庁】

(ハ) 防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置に係る支援

- ・警察庁ウェブサイト上の「住まいる防犯110番」を改修し、住まいの防犯対策情報の発信を強化。【警察庁】

- ・警察庁ウェブサイトにも広報チラシを掲載し、住まいの防犯対策情報の発信を強化。【警察庁】
- ・防犯設備機器や防犯性能の高い建物部品の広報・啓発が一層図られるよう、全国防犯協会連合会をはじめとした防犯関連団体に対し、依頼文を発出。【警察庁】
- ・「長期優良住宅化リフォーム推進事業」において、既存住宅の長寿命化等に資する支援と併せて行う、防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置等に対して支援を行っている。【国土交通省】
- ・「子育て支援型共同住宅推進事業」において、子育てしやすい住まいの実現を図るため、子どもの安全確保に資する設備として、防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置等に対して支援を行っている。【国土交通省】
- ・犯罪の発生実態等を踏まえ、防犯カメラの増設が必要な場所や保存期間の十分な防犯カメラの増設に係る考え方について整理を行っている。【警察庁】
- ・「新しい地方経済・生活環境創生交付金」及び「地方創生臨時交付金」を活用し、防犯カメラや防犯性能の高い建物部品（ドア・錠など）、固定電話機等の設置等、防犯対策強化のための取組が実施されるよう、令和6年12月から令和7年2月にかけて通知を発出し、都道府県警察と地方公共団体との連携を推進。【警察庁】

(キ) **現金を自宅に保管させないようにするための対策**

- ・各都道府県の特種詐欺等の発生状況等に応じて、対象者宅を警察官が訪問するなどし、適宜注意喚起を実施。【警察庁】

(ク) **パトロール等による警戒**

- ・令和6年10月18日、「連続強盗事件等を受けた緊急対策について（通達）」を発出し、都道府県警察に対して、深夜帯における住宅地周辺の警戒活動の重点的な実施及び警戒活動中の職務質問の実施について指示。【警察庁】
- ・「新しい地方経済・生活環境創生交付金」及び「地方創生臨時交付金」を活用し、青色回転灯等装備車（いわゆる「青パト」）や防犯ボランティア活動の拠点の整備等、地域防犯力向上のための取組が実施されるよう、令和6年12月から令和7年2月にかけて通知を発出し、都道府県警察と地方公共団体との連携を推進。【警察庁】
- ・様々なステークホルダーの青色回転灯を用いたパトロール活動による地域の警戒活動の活性化について検討している。【警察庁】

イ **社会全体による被害の阻止**

(7) **金融機関と連携した被害の未然防止**

① **金融機関と連携した被害の未然防止**

- ・各都道府県の特種詐欺等の発生状況等に応じて、金融機関に対して手口や事例を情報共有し、高額払い戻し等を申し込んだ顧客に対する声掛け等、金融機関と連携した各種未然防止対策を実施。【警察庁】

② **ATMでの振込・引出制限等の推進**

- ・各都道府県警察において、各金融機関が実施している各種対策の調査等を実施するとともに、各管轄における被害発生状況等に応じて、各金融機関に対する制限内容の見直し等を依頼。【警察庁】
 - ・各都道府県警察に対し、迅速かつ的確な疑わしい取引に関する情報の届出がなされるよう働き掛けを行うとともに、預貯金口座のモニタリングの運用実態等、金融機関における特殊詐欺対策等の実態を調査するよう通達。【警察庁】
 - ・高齢者名義の預貯金口座に係るＡＴＭでの現金出金及び振込限度額を少額とすることに向けて、全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国労働金庫協会等の各業界団体等と協議を実施。【警察庁】
- ③ 携帯電話を使用しながらＡＴＭを利用する者への注意喚起の推進
- ・令和６年８月７日、一般社団法人全国地方銀行協会に対して、「ＡＴＭでの携帯電話の通話は、しない、させない取組推進への御協力について（依頼）」を発出。警察庁で作成した啓発動画「ストップ！ＡＴＭでの携帯電話」を活用して、訴求力の高い注意喚起の表示を行うなど、「ＡＴＭでの携帯電話はしない、させない」ことを社会の常識として定着させるための取組を一層推進するよう依頼。【警察庁】
 - ・「ＡＴＭでの携帯電話の通話はしない、させない」取組の推進を目的に作成した「ストップ・ＡＴＭでの携帯電話」をテーマとして啓発動画を活用しつつ、金融機関等と連携し、ＡＩ画像分析を活用して、現に携帯電話を使用しながらＡＴＭを操作する者に対する注意喚起を行う取組に活用するほか、ＡＴＭ備付けのモニターやＡＴＭ設置場所付近において放映する取組を全国へ展開。【警察庁】
 - ・ＡＴＭでの詐欺被害防止に向けた取組の加速化を図るため、金融機関におけるＡＴＭを利用する者に対する注意喚起機能の導入状況等に係る実態把握を実施。今後、金融機関に向けて、先進的な取組事例の共有を行う予定。【金融庁】

(イ) コンビニエンスストア等と連携した被害の未然防止

① コンビニエンスストアにおける被害防止の推進

- ・令和６年９月１７日、「コンビニエンスストアとの連携強化による地域防犯力の向上のための取組の推進について（通達）」を発出。【警察庁】
- ・一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会と連携し、コンビニエンスストアのセーフティステーション活動の活性化による特殊詐欺被害防止対策を推進。【警察庁】
- ・一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会、各コンビニエンスストア事業者と連携し、チェックシートを活用したレジ店員からの声掛けのほか、店頭販売棚やレジ、端末機の画面に訴求力の高い表示を行うなど、電子マネー購入者に対する注意喚起を強化。また、いわゆる「コンビニサポートポリス」を活用するなどし、警察官によるコンビニエンスストアへの立ち寄りや防犯指導を実施。【警察庁、経済産業省】

② 電子マネー発行事業者等における被害防止の推進

- ・ 令和6年9月18日、iTunes 株式会社と連携し、コンビニエンスストアでの電子マネー購入時における「声かけ用シート」を作成し、全国に展開。あわせて、同社に働きかけ、コンビニエンスストアの電子マネー販売エリアにおける注意喚起ポップを作成し、全国の販売エリアに設置。【警察庁】
- ・ 犯行グループが犯行前にコンビニや工具店に立ち寄ったり、レンタカーを使用して犯行に臨んだりする実態があることを踏まえ、不審者が立ち寄った場合の警察への通報の推進等について関係団体に協力依頼文を発出し、警察と関係省庁が連携して、犯行の防止に向けた事業者の協力を推進。【警察庁、経済産業省、国土交通省】

(ウ) 宅配事業者と連携した被害の未然防止

① 被害金送付先リストを活用した被害防止の推進

- ・ 平成25年以降、犯行に利用された被害金送付先リストを作成して宅配事業者に提供し、不審な宅配物の発見や警察への通報を呼び掛けるとともに、警察庁ウェブサイトにも送付先を掲出して注意喚起を実施。【警察庁】

② 荷受け時における声掛け及び注意喚起

- ・ 都道府県警察において、宅配事業者及びコンビニ事業者に対し、宅配・レターパック等で現金が送れないことについて、注意喚起を実施。【警察庁】

2 「犯行に加担させない」ための対策

(1) 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進

- ・ 警察において、サイバーパトロール等を通じて把握した情報を端緒とする捜査を推進するとともに、犯罪実行者募集情報が確実に削除されるよう、SNS事業者等に対する働き掛けを実施しているほか、返信（リプライ）機能を活用した投稿者等に対する迅速な個別警告を実施。【警察庁】
- ・ 効果的かつ効率的な対策を推進するため、サイバーパトロールセンター（CPC）において令和5年9月に導入したAI検索システムを活用し、犯罪実行者募集情報を迅速かつ確実に把握するとともに、収集した情報についてインターネット・ホットラインセンター（IHC）に通報し、IHCから削除依頼を実施。【警察庁】
- ・ 国民に対し、各種媒体等を通じてIHCに対する情報提供を呼び掛け。【警察庁】
- ・ 総務省では、令和6年12月18日に、SNS等を提供する大規模事業者に対し、「闇バイト」の募集活動に係る投稿について、利用規約等に基づき、より迅速に削除等の対応を実施するよう要請。【総務省】
- ・ 上記要請を踏まえた対応状況について、総務省の有識者会議において、今春ヒアリングを実施予定。【総務省】
- ・ 依然としてSNS上で「闇バイト」等に関する情報が発信されている現状に鑑み、令和7年2月、CPCのAI検索システムについて、犯罪実行者募集情報の検知能力等を向上。【警察庁】
- ・ 返信（リプライ）機能を活用した投稿者等に対する個別警告等について、犯罪実行者募集情報の検知能力等を向上させるとともに、リプライを実施するSNSアカウントのリプライ数の上限を引き上げ。【警察庁】

- ・デジタル庁では、犯罪実行者募集情報の分析能力等を向上させるため、警察庁と連携した取組として、AI活用の高度化に向けた技術的な助言や分析AIのプロトタイプの開発・提供を行った。【デジタル庁】
- ・サイバー防犯ボランティアの活動にサイバーパトロール活動を加えるよう関係団体に働き掛けるなど、サイバー防犯ボランティアを活用して、「闇バイト」等に関する情報の警察やIHCへの通報を促進。【警察庁】
- ・「闇バイト」の募集情報の実効的な削除に資するよう、労働者の募集を行う者が広告等により募集情報を提供するときは、職業安定法に基づき、求人者の氏名又は名称・住所・連絡先、業務内容、就業場所及び賃金の表示が求められることを令和6年12月に通知により明確化し、リーフレット等を通じて広く周知徹底した。また、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）に基づく、的確表示の対象となる募集情報についても、同様の対策を講じた。【厚生労働省】
- ・総務省では、どのような情報をインターネット上で流通させることが法令に違反するかについて、一定の基準を示すべく、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」を策定し、令和7年4月1日に施行。その中で、職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づき「闇バイト」を募集することが違法と判断し得ること並びに同法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法の解釈が明確化されたことを踏まえ、両法を所管する厚生労働省及び両法に基づく取締りを担当する警察庁と連携の上、関連事項を記載。あわせて、プラットフォーム事業者に対し、同ガイドラインにおける記載内容を各者の削除等に関する基準に盛り込むよう求めている。【総務省、厚生労働省、警察庁】
- ・総務省は、職業安定法等を所管する厚生労働省及び職業安定法等に基づく取締りを担当する警察庁と連携の上、事業者における「闇バイト」等に関する情報の削除等の取組を促す。【総務省、厚生労働省、警察庁】
- ・依然としてSNS上で「闇バイト」等に関する情報が投稿されている現状に鑑み、IHCや警察からの削除等の対応依頼について、プラットフォーム事業者において、利用規約等に基づき、より早期に削除等の対応がなされるよう協力を要請。【警察庁、総務省】
- ・令和7年2月、IHCの運用ガイドラインを改定し、これまで有害情報としていた犯罪実行者募集について、対象となる投稿の範囲を見直した上で違法情報に位置付け。【警察庁、総務省】
- ・SNSやインターネット上でアルバイトについて検索し、それが「闇バイト」等と気付かずに犯行に加担する者が見受けられる実情に鑑み、「即日即金」「ホワイト案件」等といった犯罪実行者募集に用いられる文言でユーザーがSNSで検索を掛けた場面に、テキスト広告や動画を用いた注意喚起を表示するなど、SNS事業者等と協力した呼び掛け事業を実施。【警察庁】【再掲2(1)】

(2) サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除

- ・警察とも連携しつつ、令和5年3月、雇用仲介事業者に対し、違法・有害な募集情

報の掲載防止のための措置を講ずることや、掲載されていることを発見した場合には直ちに削除等の措置等を講ずること、事業者が違法・有害な募集情報を放置した場合には労働局による指導・監督の対象となり得ることを内容とする要請を行うとともに、同月以降、厚生労働省においてネットパトロールを実施し、掲載削除につなげる取組を継続して行っている。事業者に対する要請については、令和6年11月にも重ねて要請を行った。【厚生労働省】

- ・ 募集主に対する対面等による本人確認や事業実態の確認、求人内容に関する掲載前の確認完了の徹底等により、「闇バイト」等に関する不審な情報が求人メディア等に掲載されることのないよう、業界団体の機能及び都道府県労働局の指導等を通じ、履行確保に取り組んでいる。【厚生労働省】
- ・ 厚生労働省において、いわゆるスポットワーク事業者や特定募集情報等提供事業者に対し、「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取組内容を確認し、必要に応じ、防止措置の強化など指導等を行うとともに、令和7年2月に業界団体等に対して「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取組を推進するよう要請した。【厚生労働省】

(3) 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

ア 青少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

- ・ 令和6年7月、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等と連携して、闇バイトへの加担防止に向けた広報・啓発、非行防止教室等の取組を推進。【こども家庭庁】
- ・ 令和7年1月、青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットを作成し、闇バイトの危険性等について啓発を実施。さらに、令和7年2月から5月、関係府省庁、地方公共団体、関係団体等と連携して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施し、同リーフレットを活用するなど、青少年のインターネットの安全利用、闇バイトの危険性や加担防止に向けた広報・啓発等を推進。【こども家庭庁】
- ・ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（令和6年7月）、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（令和7年2月～5月）等において、青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットや非行防止教室等を通じて、青少年のインターネットの安全利用や闇バイトへの加担防止に向けた広報・啓発を推進。※小・中・高共通【こども家庭庁、文部科学省、警察庁】
- ・ SNS等の利用について、青少年が犯罪実行者募集情報への不用意な接触をしないように、青少年の発達度合いに応じて保護者が適切に管理できるペアレンタルコントロールの活用を促進。【こども家庭庁、総務省、警察庁】
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、保護者等に対して、令和7年1月、保護者向けリーフレットを作成し、フィルタリングの普及促進に向けた啓発の充実を図り、保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組を推進。【こども家庭庁】
- ・ 令和6年12月、学校が冬季休業に入る前に、三原じゅん子内閣府特命担当大臣による青少年に向けた「10代の未来あるみなさんへ」と題するメッセージ動画

をこども家庭庁公式SNS等で発信し、闇バイトの危険性や加担防止に向けた広報・啓発を推進。【こども家庭庁】

イ 児童生徒等の非行防止のための取組の推進等

- ・ 高等学校等における防犯指導の場において、犯罪実行者募集に係る注意喚起を実施。【警察庁】
- ・ 児童生徒の非行防止に関しては、各種通知や生徒指導の基本書となる生徒指導提要において、関係機関等との連携が重要であることや「非行防止教室」等の実施が有効であること等を示しており、各種行政説明等において、生徒指導提要等の周知を実施。【文部科学省】
- ・ 全ての大学等に対し、闇バイト等で学生が犯罪に加担することがないように学生向けガイダンス等による周知・啓発の取組を促す通知の発出（令和7年3月）に加え、大学関係者を対象とした研修会や会議等の様々な機会を通じて、闇バイトの危険性等の注意喚起を実施。【文部科学省】
- ・ 引き続き、情報モラル教育の着実な実施及び生徒指導提要等の周知に努めるとともに、令和7年1月に開催した都道府県・指定都市の生徒指導担当者を対象とした会議において、「闇バイト」等の犯罪行為への加担防止に関する取組を周知。【文部科学省】
- ・ 警察庁等と連携し、都道府県教育委員会、大学等に対し闇バイト対策に係る情報提供を行う等、普及啓発の取組を実施。【文部科学省、こども家庭庁、警察庁】
- ・ 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（令和6年7月）「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（令和7年2月～5月）、等において、青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットや非行防止教室等を通じて、青少年のインターネットの安全利用や闇バイトへの加担防止に向けた広報・啓発を推進。※小・中・高共通【こども家庭庁、文部科学省、警察庁】【再掲】2(3)ア
- ・ 警察庁、こども家庭庁及び文部科学省が協力して、少年を犯罪に加担させようと心理的に巧妙な働きかけが行われている事例をわかりやすく説明し注意喚起するための広報資料を作成の上、学校に通っていない少年にもその内容が届くよう、各省庁の公式SNSやウェブサイトへの掲載のほか、関係機関・団体への周知依頼を行うなど、広報啓発を強化。【警察庁、こども家庭庁、文部科学省】
- ・ 犯行に加担した少年の中には、暴走族等の地元不良グループを通じてリクルートされる者も相当数存在することから、非行少年の緩やかなネットワークも含め、犯罪グループの人的基盤となり得る非行集団等に対する実態把握を強化し、違法行為の取締り、事件検挙等を通じて非行集団からの少年の離脱に向けた取組を推進するよう都道府県警察へ指示。【警察庁】

ウ 情報モラル教育の着実な実施

- ・ 学習指導要領に則り、各学校においては、情報モラルの育成に教育活動全体で取り組んでいるところ。文部科学省は、このような各学校の取組を支援するため、教師や児童生徒が活用できる動画教材を提供。【文部科学省】
- ・ 引き続き、情報モラル教育の着実な実施及び生徒指導提要等の周知に努めると

ともに、令和7年1月に開催した都道府県・指定都市の生徒指導担当者を対象とした会議において、「闇バイト」等の犯罪行為への加担防止に関する取組を周知。【文部科学省】【再掲】2(3)イ

- ・警察庁等と連携し、都道府県教育委員会、大学等に対し闇バイト対策に係る情報提供を行う等、普及啓発の取組を実施。【文部科学省、こども家庭庁、警察庁】【再掲】2(3)イ
- ・「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（令和6年7月）、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」（令和7年2月～5月）等において、青少年のインターネット利用に係る保護者向け普及啓発リーフレットや非行防止教室等を通じて、青少年のインターネットの安全利用や闇バイトへの加担防止に向けた広報・啓発を推進。※小・中・高共通【こども家庭庁、文部科学省、警察庁】【再掲】2(3)ア
- ・警察庁、こども家庭庁及び文部科学省が協力して、少年を犯罪に加担させようと心理的に巧妙な働きかけが行われている事例を分かりやすく説明し注意喚起するための広報資料を作成の上、学校に通っていない少年にもその内容が届くよう、各省庁の公式SNSやウェブサイトへの掲載のほか、関係機関・団体への周知依頼を行うなど、広報啓発を強化。【警察庁、こども家庭庁、文部科学省】【再掲】2(3)イ

エ 青少年に対する広報・啓発の推進

- ・「闇バイト」等に関する注意喚起について、学生向けに労働関係法令を分かりやすく解説したハンドブック（「知って役立つ労働法」）に盛り込み、厚生労働省ウェブページに掲載を行った。【厚生労働省】
- ・青少年が事の重大性を十分に認識することなく、安易な考えから犯罪実行者募集情報に応じた結果、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫され、犯罪に加担してしまうことがないように、関係機関とも連携して、防犯教室や非行防止教室等の様々な機会やSNS等の広報媒体を活用して広報啓発を実施。【警察庁】
- ・警察庁、こども家庭庁及び文部科学省が協力して、少年を犯罪に加担させようと心理的に巧妙な働きかけが行われている事例を分かりやすく説明し注意喚起するための広報資料を作成の上、学校に通っていない少年にもその内容が届くよう、各省庁の公式SNSやウェブサイトへの掲載のほか、関係機関・団体への周知依頼を行うなど、広報啓発を強化。【警察庁、こども家庭庁、文部科学省】【再掲】2(3)イ
- ・高等学校等における防犯指導の場において、犯罪実行者募集に係る注意喚起を実施。【警察庁】【再掲】1(3)ア(ア)
- ・犯罪実行者募集と知らずに応募することのないよう、実際の犯罪実行者募集情報を取りまとめ、公表し注意喚起を実施。【警察庁】
- ・犯罪実行者募集に応募した者が犯罪実行前に踏みとどまれるよう、警察が保護するので犯罪実行前に相談するよう呼び掛けを行う動画を発信。【警察庁】
- ・インターネット上で知り合った知人等から海外の仕事を紹介され、渡航した結果、犯罪に加担させられる事案が発生したことから、実際の事例を取りまとめた

公表し、関係省庁と連携して注意喚起を実施。【警察庁】

- ・ 東南アジアを中心とする海外において、特殊詐欺事件の「かけ子」等として犯罪に加担させられた結果、現地警察に拘束される事案が多く発生していることから、「特殊詐欺事件に関する注意喚起(加害者にならないために)」と題する広域情報を発出し、「外務省海外安全ホームページ」に掲載するなどして継続的に注意喚起を実施。【外務省】

(具体的な取組)

【注意喚起及び相談窓口の周知】

○本年2月末、全国の旅券事務所に対し、警察庁作成広報資料の窓口配布等を要請。

○本年2月末、外務省・警察庁の相談窓口を全世界及びタイ・ミャンマーの日本人向けに周知。(3月11日の岩屋外務大臣の記者会見において外務省の取り組みを発表。)

【国内での更なる対策】

○未成年者への注意喚起として、全国の旅券事務所及びオンライン申請サイトにおける注意喚起を実施。(旅券申請時の親権者の同意取得)

- ・ 青少年に対する広報・啓発活動の一環として、令和6年4月、インターネット上で募集される「闇バイト」等に関する注意喚起を盛り込んだ「インターネットトラブル事例集」2024年版を公表。また、引き続き同内容を含む2025年版を令和7年4月に公表予定。【総務省】
- ・ 「闇バイト」等に関する情報を見ても犯罪と気付かない若者がいることに鑑み、若者に訴求力の高い著名人にSNS上に「闇バイト」等の危険性等について投稿してもらうほか、少年警察ボランティア等の活動内容に「闇バイト」関連の広報啓発を盛り込むなどし、若年者に対する広報啓発活動を充実させた。【警察庁】
- ・ SNSやインターネット上でアルバイトについて検索し、それが「闇バイト」等と気付かずに犯行に加担する者が見受けられる実情に鑑み、「即日即金」「ホワイト案件」といった犯罪実行者募集に用いられる文言でユーザーが検索をかけた場面等に、テキスト広告や動画を用いた注意喚起を表示するなど、SNS事業者等と協力した呼び掛け事業を実施。【警察庁】
- ・ 犯行に加担しようとする者に対する呼び掛けについて、犯罪に加担する者の行動態様や動機等を分析の上、潜在的な被疑者に効果的にアプローチできるよう、内容の充実を図るとともに、ターゲティング広告の活用等、その媒体や方法を拡充。【警察庁、こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省】
- ・ 令和7年2月から3月までの間、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の繁華街等において、アドトラックを活用し、いわゆる「闇バイト」の危険性等に関する広報啓発活動を実施。【警察庁】
- ・ こどもを困窮に陥らせない対策として、引き続き生活の安定に資するため支援、保護者の就労の支援、教育費の負担軽減等を含む経済的支援といったこどもの貧困の解消に向けた対策を政府全体で推進。【こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省】
- ・ いわゆる「闇バイト」等とは知らずに募集し、身分証を送付させられるなどして、半ば強制的に強盗に加担させられている者もいる実情に鑑み、犯罪グループ

を離脱した者等に対する保護対策を実施するとともに、離脱に向けた相談方法（警察相談専用電話「#9110」番）等を周知する効果的な広報啓発を推進。【警察庁】

(4) 犯罪者グループ等内の連絡手段対策

ア 秘匿性の高いアプリケーションの悪用に係る注意喚起

- ・「闇バイト」等に関する注意喚起の一環として、令和6年4月、応募時に他者から見えないアプリケーションでのやりとりを促された場合の対処法を含めた「インターネットトラブル事例集」2024年版を公表。また、引き続き同内容を含む2025年版を令和7年4月に公表予定。【総務省】

イ 証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化

- ・技術力の向上のため、年間教養計画を策定し、学校教養や民間委託訓練、犯罪捜査における電磁的記録の解析に資する高度かつ実践的な訓練を実施。【警察庁】
- ・各種解析用資機材の増強を行い、効果的かつ適正な運用のための指導・教養を継続的に実施したほか、更なる解析用資機材の充実・強化に向け、令和7年度予算案に所要の予算を計上。【警察庁】
- ・ICPO、EUROPOL等が開催する国際会議に参加し、関係機関との連携・情報共有を実施。【警察庁】
- ・引き続き、各種解析用資機材の充実強化に向け整備計画等を見直していくほか、年間教養計画に基づく教養や訓練、今後開催が予定されている国際会議への出席等、各種取組を推進。【警察庁】
- ・「闇バイト」等による強盗事件等においては、事案の解明のために押収されたスマートフォン等の解析を早期に実施することが不可欠であることに鑑み、パスワードが不明なスマートフォン端末や、匿名性の高い通信アプリ等についても解析を行うことができるよう、令和6年度補正予算において、解析用資機材の更なる充実・強化を実施。情報技術解析に関する更なる態勢の強化を図ることを検討。【警察庁】
- ・「闇バイト」等による強盗事件の捜査等においては、匿名性の高い通信アプリ等を解析し、証拠を確保することが必要であることから、更なる情報技術解析の高度化に向け、外国機関との連携等を推進する。【警察庁】
- ・令和7年3月に英国及びEUが共催した「合法的アクセスに関する国際シンポジウム」に参加し、各国政府機関やテクノロジー業界等との継続的な対話等を構築するため、合法的なアクセスを維持する重要性、その課題等について議論。引き続き、必要に応じて捜査機関が一定の条件下で暗号化されたコンテンツ等に関するデータを取得できるよう、G7（ローマリヨングループ）等の国際的な枠組みを通じた議論に参加。【外務省、警察庁、法務省】

(5) 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進

- ・SNS上で実行犯を募集する手口がとられたり、凶悪な犯行態様で敢行されたりする昨今の強盗事件を巡る状況や、引き続き深刻な情勢にある特殊詐欺等の状況を踏まえ、犯罪者グループ等において実行犯を担った者に対する適正な科刑を実現すべく、捜査において、余罪の積極的な立件、令和4年12月に法定刑の引上げ

等がされた組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（犯罪収益等隠匿・収受）の適用等を推進した。【警察庁】

- ・ 令和 5 年 4 月、余罪の積極的な立件、組織的犯罪処罰法に規定するマネー・ローンダリング罪の積極的な適用について、都道府県警察に指示する通達を発出し、同法違反で令和 5 年中に 127 人、令和 6 年中に 240 人を検挙。【警察庁】
- ・ 適正な科刑を実現するため、本総合対策を全国の検察庁に周知した。【法務省】
- ・ 令和 6 年 10 月、都道府県警察に対し通達を発出して、組織的・広域的な強盗等事件に対する捜査を徹底し、実行犯に対しては、余罪の積極的な立件のほか、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用を検討し、適切な科刑等を実現して再発防止を図る。【警察庁】
- ・ 引き続き、個々の事件の公判において、悪質な情状について、適切に主張・立証することを通じ、適正な科刑の実現を図る。【法務省】
- ・ 中核部分が匿名化され、SNS 等を通じるなどして緩やかに結びついたメンバー同士が役割を細分化させ、その都度、末端の実行犯を言わば「使い捨て」にするなどの特徴を持つ犯罪集団（「匿名・流動型犯罪グループ」）による犯行について、組織的犯罪処罰法による組織的詐欺罪等による立件・訴追を積極的に検討するなど、犯罪の態様に応じた適正な科刑の実現を図る。【法務省、警察庁】
- ・ 都道府県警察に対し、組織的犯罪処罰法における組織的詐欺罪の適用に係る好事例を共有し、同罪の積極的な適用を推進。【警察庁】

(6) 詐欺等¹の犯行に加担した少年の再非行防止のための取組の推進

- ・ 少年院等と連携し、啓発動画を活用した非行防止教室を開催するなど、「闇バイト」等に応募し詐欺等の犯行に加担した少年の再非行防止のための取組を推進。【警察庁、法務省】

3 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

(1) 犯罪者グループ等が用いる電話に関する対策

ア 本人確認の実効性の確保に向けた取組

- ・ 犯罪収益移転防止法上の非対面での本人確認方法の見直しに関しては、その実現に向けて犯罪収益移転防止法施行規則の改正案について検討しており、令和 7 年 2 月に当該改正案に係るパブリックコメントを実施。【警察庁】
- ・ 犯罪収益移転防止法上の対面での本人確認方法の見直しに関しては、その内容の詳細について検討している。【警察庁】
- ・ 携帯電話の本人確認厳格化について、非対面での本人確認方法の見直しに係る同法施行規則の改正を実施。対面での本人確認の見直しに関しては、その内容の詳細について検討中。【総務省】
- ・ 令和 6 年 8 月 20 日「マイナンバーカード対面確認アプリ」（iOS 版、Android 版）をリリース。【デジタル庁】
- ・ 運転免許証等の IC チップ読み取りアプリについても、開発の必要性を含め警察

¹ SNS 型投資・ロマンス詐欺、特殊詐欺等及びフィッシングに伴う犯罪等をいう。以下同じ。

庁及び関係機関等と検討中。【デジタル庁】

- ・携帯電話不正利用防止法の本人確認方法の見直し等に係る周知等において、電子的な本人確認方法についての周知を実施予定。【総務省】

イ 悪質な電話転送サービス事業者等の排除に向けた取組

- ・令和6年6月以降、「電気通信番号の犯罪利用対策に関するWG」を開催し、電気通信番号制度の見直し（電気通信番号使用計画の認定に係る欠格事由の追加等）等について検討を重ね、同年11月11日、「情報通信審議会電気通信事業政策部会」において最終答申が取りまとめられた。今後は同答申の内容を踏まえ、所要の制度整備が進められる。また、同答申に関連する電気通信業界における自主的な取組として、電話事業者認証機構（ETOC）が設立され、令和6年12月から事業者評価が開始された（総務省、警察庁オブザーバー参加）。【総務省、警察庁】

ウ 携帯電話の不正利用防止対策等の強化

- ・詐欺等の犯行に利用される携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求め、役務提供拒否に関する警察から事業者への情報提供を推進したほか、事業者と連携し、特殊詐欺に利用された携帯電話のサービスを停止する取組を推進した。
- ・令和6年中、都道府県警察において、携帯電話の不正売買等で165件、157人を検挙するなど、特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を推進。【警察庁】
- ・携帯電話の本人確認厳格化について、非対面での本人確認方法の見直しに係る同法施行規則の改正を実施。対面での本人確認方法の見直しに関しては、その内容の詳細について検討中。【総務省】【再掲】3(1)ア

エ 悪用されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進

- ・電気通信事業者に対して、契約時における実効性のある本人確認の実施を要請。【総務省】
- ・迷惑SMSの実態やSMS機能付きデータ通信契約の悪用実態を調査・分析を実施。【総務省】

(2) 預貯金口座等に関する対策

ア 犯罪者グループ等による出金・送金対策

(7) 金融機関と連携した検挙対策の推進

- ・令和6年8月、金融庁と警察庁の連名で、預金取扱金融機関の業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けたモニタリング等対策や警察との連携の強化等を要請。その後、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを发出。【警察庁、金融庁】
- ・「闇バイト」等による強盗事件等の捜査においては、被害金の追跡を行うに当たって、金融機関に照会を行う必要があるところ、照会・回答の迅速化を図るため、捜査に関する既存のオンライン照会について対応可能な事業者を拡大したほか、民間システムを活用した照会についても、令和7年3月に一部運用を開始し、今後も順次運用予定。【警察庁、金融庁】

(4) 電子マネーの犯行利用防止対策

- ・事業者へのヒアリングを通じ、詐取された電子マネーの利用を速やかに発見するためのモニタリングや、発見した場合の利用停止措置等の体制整備について実態把握を行うとともに、自主規制団体との意見交換会等を通じて、電子マネーにかかる特殊詐欺被害防止対策の更なる強化を要請。【金融庁】
- ・前払式支払手段発行者において捜査上有益な情報が事業者から警察に速やかに情報提供される仕組みづくりについて、警察等と連携の上、検討している。【金融庁】
- ・令和6年8月、被害の事例等を自主規制団体のウェブサイトに掲載し、注意喚起を実施。また、電子マネーに係る新たな特殊詐欺被害の防止について、自主規制団体に対して広報・啓発活動の継続的な取組みを要請。【金融庁】

イ 預貯金口座の不正利用防止対策の強化等

- ・都道府県警察と共同で行う個別検討会、実践塾、会議等において、各都道府県警察の捜査幹部に対し、詐欺等を助長する犯罪の検挙や悪質な犯行ツール提供事業者等に対する取締りの推進について指示した。【警察庁】
- ・令和6年から、口座詐欺・犯罪収益移転防止法違反事件の検挙に関して更に積極的に表彰を行うことにより、更なる検挙を推進した。【警察庁】
- ・令和6年中、都道府県警察において、預貯金口座の不正売買等で4,761件、3,336人を検挙するなど、特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を推進している。【警察庁】
- ・都道府県警察において、レンタル電話事業者による詐欺帮助事件、「名簿屋」による詐欺事件及び私設私書箱経営者による詐欺事件を検挙したほか、架空料金請求詐欺の被害金で購入された暗号資産を日本円に換金してマネー・ローンダリングしていた事業者を摘発するなど、犯行ツールを提供する事業者等に対する取締りを推進。【警察庁】
- ・犯罪収益移転防止法上の義務が適切に履行されるよう関係省庁と連携して対応。【警察庁】
- ・令和6年8月、金融庁と警察庁の連名で、預金取扱金融機関の業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けたモニタリング等対策や警察との連携の強化等を要請。その後、各金融機関に対し、要請への対応状況に関するアンケートを発出。【警察庁、金融庁】【再掲】3(2)ア(7)
- ・令和5年5月、預貯金口座の不正譲渡に関するポスターを出入国在留管理庁、金融庁及び文部科学省と連名で作成し、広報を実施。【警察庁、法務省、金融庁、文部科学省】
- ・令和6年12月、在留期間が満了した外国人名義の預貯金口座の悪用を防止するため、各金融機関において具体的措置が行われるよう通知文書を発出。【警察庁】
- ・犯罪収益移転防止法上の非対面での本人確認方法の見直しに関しては、その実現に向けて犯罪収益移転防止法施行規則の改正案について検討しており、令和7年2月に当該改正案に係るパブリックコメントを実施。【警察庁】
- ・犯罪収益移転防止法上の対面での本人確認方法の見直しに関しては、その内容の詳細について検討している。【警察庁】

- ・ 預貯金口座等の不正な譲渡等に係る実務上の課題等の把握に向けて、調査を実施。その結果等を踏まえ、罰則の引上げを含め、法令の見直しを検討している。
【警察庁】

ウ 犯行に利用された預貯金口座の凍結等

- ・ 特殊詐欺やSNS型・投資ロマンス詐欺の犯行に利用された法人口座を含む預貯金口座について、金融機関に対する口座凍結依頼を実施している。また、特殊詐欺で凍結された預貯金口座の名義人リストを金融機関に提供しているところ、令和7年1月から、SNS型投資・ロマンス詐欺で凍結された預貯金口座の名義人リストについても金融機関に提供を開始。【警察庁】

(3) 暗号資産の移動対策

ア 暗号資産交換業者への不正送金の防止<再掲> 1 (2) イ (ウ)

イ 暗号資産の没収・保全の推進

- ・ 令和7年2月28日、「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会へ提出しているところ、成立後は、暗号資産等の新たな形態の財産について、没収の裁判の執行手続及び保全手続に関する規定が整備される見込み。【法務省】

(4) 闇名簿対策

ア 個人情報保護法の的確な運用等

- ・ 名簿屋等の事業者における個人データの取扱いについて、継続的に調査を実施し、特に、NTT ビジネスソリューションズ株式会社の元従業員が、委託元の顧客、住民等に関する個人データ等約928万人分を不正に持ち出し、名簿業者に売却した事案に関しては、売却先として明らかとなった株式会社中央ビジネスサービス及びネクストステージ合同会社に対して令和6年6月、立入検査を実施。その結果、当該元従業員からの個人データの取得、提供等に関して法違反が認められたため、令和6年9月、不適正取得、第三者提供を受ける際の確認義務違反等について指導等を実施。あわせて、中央ビジネスサービスに関しては、当委員会が以前実施した個人情報保護法に基づく報告徴収に対し、虚偽の報告をした事実が確認されたため、刑事告発を実施。【個人情報保護委員会】
- ・ 個人情報取扱事業者に適切に名簿を管理していただくための啓発資料をホームページに掲載するなど、引き続き広報・啓発を推進。加えて、新たな啓発ポスターを作成し、令和7年2月から3月まで駅等におけるデジタルサイネージやネット広告を活用した広報などを実施。【個人情報保護委員会】
- ・ 令和6年2月、都道府県警察における特殊詐欺事件の捜査過程で把握した悪質な名簿業者等の実態について、警察庁から都道府県警察に対し、個人情報保護委員会への情報提供を指示し、各都道府県警察において、同委員会への情報提供を実施。【警察庁】

イ あらゆる法令を駆使した取締り等の推進

- ・ 各担当者会議、専科教養等の場を活用して、都道府県警察に対し、悪質な名簿業者等の取締りの推進について指示し、各都道府県警察において、取締り等を推進。【警察庁】

- ・都道府県警察において、レンタル電話事業者による詐欺幫助事件、「名簿屋」による詐欺事件及び私設私書箱経営者による詐欺事件を検挙したほか、架空料金請求詐欺の被害金で購入された暗号資産を日本円に換金してマネー・ローンダリングしていた事業者を摘発するなど、犯行ツールを提供する事業者等に対する取締りを推進。【警察庁】【再掲】3(2)イ
- ・工事1件の請負代金が500万円未満の軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とするものとして建設業法の許可を受けていないリフォーム業者が、点検商法と呼ばれる手口によって不要な工事契約を締結させて代金を詐取するなどの悪質商法事犯が、匿名・流動型犯罪グループの資金源の一つとなっている実態がみられるところ、当該手口による犯罪の被害者が特殊詐欺や強盗等の二次被害に遭う危険性があることから、その取締りを強化。【警察庁】
- ・また、各種会議、専科教養等の場を活用して、都道府県警察に対し、点検商法等に関する相談を精査し、事件の掘り起こしを行うよう指示するとともに、特定商取引法に基づく行政処分を促すべく、同法第60条の規定に基づく主務大臣への申出を徹底するよう、指導を実施。【警察庁】

ウ 犯罪の利用目的のための個人情報収集に係る注意喚起

- ・捜査の過程で押収した名簿の登載者等に対し、各都道府県の発生状況等に応じて、高齢者宅を警察官が訪問するなどし、固定電話対策として適宜周知を実施。【警察庁】【再掲】1(3)ア(イ)③
- ・令和6年7月から、捜査の過程で押収した名簿を集約し、各都道府県警察に還元して（令和5年度：500,000件、令和6年度：510,000件）、管轄ごとに注意喚起を実施。【警察庁】【再掲】1(3)ア(エ)
- ・悪質なリフォーム事業者等の訪問販売を営む者が収集した個人情報が、犯行に利用されている可能性があることから、当該事案を把握した場合には、警察庁から個人情報保護委員会に対し、個人情報を悪用した事業者及び個人の検挙事例について情報提供をするなど、更なる連携強化方策について検討している。【警察庁、個人情報保護委員会】
- ・個人情報保護法上問題となる、個人情報を悪用する事業者についての情報提供を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、厳正に対処。【個人情報保護委員会】
- ・個人情報を悪用する事業者等に対して、個人が個人情報を提供する事例も見受けられることから、警察から事例に係る情報提供を踏まえ、当該事例に係る個人情報に係る規律を周知するなど、国民が自らの個人情報を適切に取り扱うため、闇バイト対策に係る広報啓発を令和7年3月に実施。【個人情報保護委員会】

(5) 在留外国人等に対する広報・啓発の実施

- ・令和5年9月からポスターやリーフレットの掲示・配付等により、在留外国人に対して預貯金口座の不正譲渡の違法性について広報・啓発を実施し、未然防止に努めている。【法務省】
- ・「技能実習生手帳」を新たに本邦に入国する技能実習生に配付し、技能実習生に

対して携帯電話・預貯金口座の不正譲渡の違法性等について広報・啓発を実施している。【法務省】

- ・技能実習生に向けて、悪質なブローカーからの違法な行為に係る誘い等の注意すべき事柄について、わかりやすく伝えるためのリーフレットを作成し、広報・啓発を実施している。【法務省】
- ・「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」において、特定技能所属機関等は、特定技能外国人に対し、我が国で違法となる行為の例を情報提供しなければならないとされているところ、その例として「自己名義の銀行口座・預貯金通帳・キャッシュカード・携帯電話を他人に譲渡することは犯罪であること」等を示し、携帯電話・預貯金口座の不正譲渡の違法性等について、広報・啓発を実施している。【法務省】
- ・警察庁からの依頼を受けて、在外公館において、領事窓口や広報センター等でのリーフレットの掲示及び配布、公館ウェブサイトへの掲載等を行い、訪日外国人に対する注意喚起に努めている。【外務省】

(6) 不動産業者等と連携した空き家等の不正な利用の防止

- ・令和6年11月、特殊詐欺等に利用される空き家等の特徴に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、周知・啓発を実施。【警察庁】
- ・令和5年5月以降、「空き家悪用対策シール」を作成し、都道府県警察において、不動産管理業団体と連携の上、所有者に了承を得た上での同シールの貼付け、鍵の適正管理等の悪用防止対策を推進するよう、不動産業者を実施。【警察庁】
- ・国土交通省を通じ、不動産業界に対して、空き家の不審な利用を把握した場合の警察への通報を依頼する広報啓発資料を配布するなどし、警察への速やかな情報提供を呼び掛け。【警察庁】
- ・令和6年7月、不動産業界の総会において、空き家利用の特殊詐欺の現状と被害防止対策に関する講演を通じ、警察への通報等の協力を依頼。【警察庁】
- ・警察庁等からの依頼を受け、令和7年3月に業界団体等への周知を実施。【国土交通省】

4 「犯罪者を逃さない」ための対策

(1) 匿名・流動型犯罪グループの存在を見据えた取締りと実態解明

ア 匿名・流動型犯罪グループに対する取締り及び実態解明体制の強化

(ア) 取締り及び実態解明体制の整備

- ・令和6年4月、警察庁に匿名・流動型犯罪グループ対策を担当する長官官房参事官を新設するとともに、警察庁における部門横断的な対策の推進体制を強化。【警察庁】
- ・令和6年度当初までに、都道府県警察に、匿名・流動型犯罪グループの実態解明及び検挙体制等を整備した。また、令和6年8月、都道府県警察に対し、部門横断的に連携し、犯罪者グループの活動実態に応じた体制を構築するよう指示し、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りを推進。【警察庁】
- ・令和7年度に、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化等

のため、地方警察官 476 名を増員。【警察庁】

(イ) 犯罪収益解明等の体制の整備

- ・サイバー特別捜査部において、暗号資産の追跡を実施するための専従体制を構築し、都道府県警察等の捜査における犯罪収益の追跡を支援。引き続き、今後も継続して態勢強化を実施。【警察庁】
- ・都道府県警察が各種捜査等により得られた匿名・流動型犯罪グループに関する情報等を集約し、疑わしい取引に関する情報等と横断的・俯瞰的に分析するなど、犯罪収益解明体制を継続的に強化していく。【警察庁】
- ・サイバー特別捜査部において、暗号資産追跡結果等の捜査関連情報を集約し、横断的・俯瞰的に分析するため、各都道府県警察のサイバー部門が把握した情報をサイバー特別捜査部に集約する取組を実施。今後、部門横断的な情報の集約態勢を更に強化。【警察庁】
- ・令和 6 年度当初までに、匿名・流動型犯罪グループの各種資金獲得活動及びマネー・ローンダリングの実態を解明し、犯罪収益の剥奪に向けた事件指導を推進するため、全国警察の犯罪収益解明体制を拡充。【警察庁】
- ・「闇バイト」等による強盗事件等においては、事案の解明のために押収されたスマートフォン等の解析を早期に実施することが不可欠であることに鑑み、パスコードが不明なスマートフォン端末や、匿名性の高い通信アプリ等についても解析を行うことができるよう、令和 6 年度補正予算において、解析用資機材の更なる充実・強化を実施。引き続き、情報技術解析に関する更なる態勢の強化を図ることを検討。【警察庁】【再掲】 2 (4)イ
- ・令和 7 年 4 月、警察庁サイバー特別捜査部に 56 名の増員を措置するなど必要な体制整備、都道府県サイバー部門の更なる体制強化及び各種装備資機材の充実強化を実施。【警察庁】
- ・令和 7 年 4 月、幹部警察官や技術系職員を含む警察職員に対するサイバー教養の更なる充実強化のため、警察大学校サイバー警察教養部を新設するとともに、教育内容を充実強化。
- ・令和 7 年 3 月、犯罪実行者募集情報への対策を強化するため、IHC の体制を増強。【警察庁】
- ・令和 6 年 12 月、匿名・流動型犯罪グループの壊滅・弱体化に向け、部門横断的に連携し、戦略的な実態解明・取締り等を推進するよう、都道府県警察に対し指示。【警察庁】

イ 取締り及び実態解明の推進

(7) 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進

- ・各担当者会議や専科教養等の場を活用して、警察庁から都道府県警察に対し、事件の背後にいる犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、あらゆる法令を駆使した効果的かつ多角的な取締りを推進するとともに、積極的な情報収集による実態等の解明に努めるよう指示し、都道府県警察において、実態解明及び取締りを推進。【警察庁】
- ・犯罪者グループ等の実態解明に向けた新たな捜査手法について、不断に検討

を実施。【警察庁】

- ・ 令状請求や送致等の捜査手続において情報通信技術を活用して迅速な捜査の実施に資するべくシステムの整備等を行っており、令和8年度中に当該システムを活用した運用の一部開始を目指す。【警察庁】
 - ・ 携帯音声通信事業者の保有する位置情報等の情報を整理するとともに、差押え等の円滑化について働きかけを実施。【警察庁】
 - ・ 生成AIを活用した匿名・流動型犯罪グループ対策に係るデータ分析の可能性について検討。【警察庁】
 - ・ コンビニ等の商業施設における犯罪の防止・抑止効果を高めるとともに、的確に証拠を確保し、検挙向上を図るため、事業者等が防犯カメラの設備更新の際に、現在、映像等の保存期間が短期間となっている防犯カメラの映像をより長期間保存できるようにするなど適切な機能を有する機器を選択できるように、業界団体等を通じて働きかける。【警察庁、経済産業省】
 - ・ 犯罪等にレンタカーが利用される可能性があり、レンタカー事業者による平素からの本人確認の徹底や捜査への協力が犯罪の抑止や事案解明に重要であることから、引き続き、事業者に対する利用者の免許証確認の徹底や捜査機関への協力を働き掛けるとともに、捜査関係事項照会に対する窓口の設置といった体制の確保等と呼びかける。【警察庁、国土交通省】
 - ・ 犯行グループの実態解明等に当たり、様々な情報を一元的に集約し、分析するための捜査支援分析システムの高度化について検討。【警察庁】
 - ・ 匿名通報ダイヤルでは、従来から犯罪者グループによる強盗事件等を対象として、有効な通報を行った者に情報料を支払うこととしており、警察庁ウェブサイトへの掲載やSNSを活用した広報等により、匿名通報ダイヤルの周知を図っているところであるが、更なる積極的な広報活動によって、匿名通報ダイヤルの制度の周知を図る。【警察庁】
 - ・ 「闇バイト」等による犯罪の取締りや抑止を図るため、捜査員がその身分を秘して募集に応じ、検挙等につなげる「雇われたふり作戦」において、架空の身分証明書等を相手方の求めに応じて提示する「仮装身分捜査」について、その手続や遵守事項を定めた実施要領を令和7年1月に制定し、各都道府県警察に発出。【警察庁、法務省】
 - ・ 「闇バイト」等による強盗等事件の捜査における、通信履歴情報等の差押え・照会手続きの更なる円滑化に向け、総務省・警察庁・関係事業者間において連携・協議の上、実態の調査を実施。【総務省、警察庁】
 - ・ 「闇バイト」等による強盗事件等の捜査においては、被害金の追跡を行うに当たって、金融機関に照会を行う必要があるところ、照会・回答の迅速化を図るため、捜査に関する既存のオンライン照会について対応可能な事業者を拡大したほか、民間システムを活用した照会についても令和7年3月に一部運用を開始し、今後も順次運用予定。【警察庁、金融庁】【再掲】3(2)ア(7)
- (4) 犯行拠点の摘発等による実行犯の検挙及び突き上げ捜査による中枢被疑者の検挙の推進

- ・ 実行犯のみならず中枢被疑者等の検挙に向け、警察庁において、都道府県警察の捜査状況を把握し、事件が競合する場合には合・共同捜査の調整を図るとともに、都道府県警察に対し、特殊詐欺連合捜査班を活用し、徹底した初動捜査や犯行拠点の解明等を行うよう指示し、都道府県警察において捜査を推進。

【警察庁】

(ウ) **SNS事業者における照会対応の強化**

- ・ SNS事業者に対し、照会対応体制の拡充や捜査関係事項照会等による情報開示について要請していたところ、令和6年12月から、一部のSNS事業者との間で、捜査関係事項照会等による照会方法の運用を開始。【警察庁】
- ・ 関係省庁（総務省、警察庁、法務省）で連携し、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺等の捜査において、クローズドチャットを提供するSNS事業者からの情報収集の在り方について、一部の主要な事業者と協議し、捜査関係事項照会で対応可能な情報を従前よりも増やすことについて一定の合意済み。現在、同事業者との間では、新しい照会要領に基づく照会対応の運用を開始済。

【総務省、警察庁、法務省】

- ・ 外国事業者に対する日本法人窓口の設置などの情報提供の迅速化のための環境整備に向けた働きかけを実施。【総務省、警察庁、外務省】
- ・ インターネットサービスの悪用の実効的排除に資する諸外国の法制度に関する調査・検討に取り組んできたところ、引き続き、総務省の有識者会議において調査・検討を実施。【総務省】
- ・ 「闇バイト」等による強盗事件等の捜査においては、被疑者の特定を図るために、SNS事業者に対し照会又は差押えを行う必要があるところ、その在り方を整理し、SNS事業者からの証拠収集を迅速かつ容易に実施するべく、総務省・警察庁・関係事業者間において連携・協議の上、実態の調査を実施。【総務省、警察庁】
- ・ 「闇バイト」等による強盗事件等については、連続して発生し、国民の生命・身体に危害を及ぼすおそれのあるものであることを踏まえ、SNS事業者への緊急情報開示（人命の危機等、差し迫った事態に際して、各事業者の判断で実施している照会回答の一つ）について、その実態把握の協議及び実効性の検討を実施。【総務省、警察庁】

ウ **適正な科刑の実現に向けた取組の推進**

(7) **強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進<再掲> 2 (5)**

(イ) **実行犯の勧誘行為を効果的に取り締まるための方策の検討**

- ・ 各担当者会議、専科教養等の場を活用して、都道府県警察に対し、あらゆる法令を駆使した取締りの推進について指示するとともに、警察庁において、実行犯の勧誘行為を効果的に取り締まるための手法を検討している。【警察庁】
- ・ 警察庁とも連携して、犯罪実行犯の募集が職業安定法第63条第2号に該当することを記載したQAの公表を行った。【厚生労働省】
- ・ 「闇バイト」等による犯罪の取締りや抑止を図るため、捜査員がその身分を

秘して募集に応じ、検挙等につなげる「雇われたふり作戦」において、架空の身分証明書等を相手方の求めに応じて提示する「仮装身分捜査」について、その手続や遵守事項を定めた実施要領を令和7年1月に制定し、各都道府県警察に発出。【警察庁、法務省】 【再掲】 4 (1) イ (ア)

エ 海外拠点の摘発の推進等

(ア) 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携

- ・ 国際捜査共助の更なる迅速化等を実現すべく、ブラジルとの刑事共助条約について、令和6年6月、国会承認に至ったほか、新たな条約の締結等について関係省庁・相手国と協議を実施。また、インターポールにおける会議や実務者協議の場等において、引渡し・退去強制に関する協力を要請。【警察庁、法務省】

(イ) 海外拠点の摘発の推進

- ・ 海外拠点の摘発に当たっては、外国当局と連携し、情報交換や証拠品等の円滑な引き渡し等の対応を行っている。【外務省、警察庁、法務省】
- ・ 警察庁において、捜査により判明した被疑者に関する情報を外国当局に提供し、拠点摘発に活用するよう要請するなど、海外犯行拠点の摘発に向けた取組を推進しているところ、令和6年中には、海外拠点に関する特殊詐欺事件等の被疑者50人を検挙。【警察庁】
- ・ 海外拠点の摘発強化に資するため、国連薬物犯罪事務所（UNODC）等の国際機関と連携し、東南アジアを始めとする外国当局（法執行機関等）の取締り能力等を強化するための支援を実施する。【外務省】
- ・ 令和7年3月より1年間、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じて、東南アジア5か国（カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、フィリピン）を対象に、国際組織犯罪の脅威と傾向分析、カジノやサイバー詐欺や経済特区における組織犯罪の関与のモニタリング、地域当局間の犯罪情報交換等促進に係る地域会議を実施予定。【外務省】
- ・ 令和6年1月より1年間、UNODCを通じて、東南アジア7か国（カンボジア、インドネシア、ラオス、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム）を対象に、オンライン詐欺（暗号資産を騙った詐欺、ロマンス詐欺等）及び犯罪目的での暗号通貨の利用を含むその他の形態の組織的サイバー犯罪の捜査に関する実践的シミュレーションを行う研修の実施、デジタル犯罪科学、デジタル証拠の理解、取り扱い、管理、訴訟手続に関する技術的指導、新しい形態のオンライン詐欺やその他のサイバー犯罪の捜査能力向上に必要なサイバー犯罪捜査機器（ハードウェアとソフトウェア）の提供、オンライン詐欺の拠点に焦点を当てた「サイバー犯罪に関する地域専門家グループ会合」の開催、ランサムウェアや重要インフラへのサイバー攻撃に関する、法執行当局とコンピュータ緊急対応チームの間の協力強化のための、技術的助言と指導を提供。【外務省】
- ・ 令和6年1月より1年間、UNODCを通じ、東南アジア6か国（カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ）に対し、フォー

カルポイントを繋ぐ緊急対応ネットワーク（ERN）の設置、法執行活動、直面する課題、カジノや詐欺複合施設における犯罪強要のための人身取引を含む組織犯罪撲滅に関する情報交換等の実施、東南アジアで活動する国際組織犯罪グループに関する会議の開催、現場担当官を対象とした、国際組織犯罪とカジノや詐欺を通じた犯罪強要のための人身取引に対抗するための研修実施、外国人被害者の迅速な身元確認、被害者の保護・送還を可能にするための設備あるいは通訳サービスに関する支援、カジノ・詐欺・犯罪強要のための人身取引の観点から、東南アジアにおける新たな国際組織犯罪の活動と傾向に関する調査を実施。【外務省】

(ウ) 国外被疑者の身柄移送体制の強化

- ・ 国外被疑者の身柄移送体制の強化のため、現地大使館、外国機関、航空会社等との連携を強化。【警察庁】

(エ) 不正な現金等の国外持ち出しに係る水際対策の強化

- ・ 支払手段等の携帯輸出入申告情報の警察庁への共有等及び官民連携した取締り等を引き続き行うとともに、令和6年8月に紙幣探知犬（カレンシードッグ）を導入し、水際での取締り体制強化を実施。【財務省】

(2) マネー・ローンダリング対策

ア 金融機関と連携した検挙対策の推進<再掲>3(2)ア(7)

イ 預貯金口座の不正利用防止対策の強化等<再掲>3(2)イ

ウ 法人がマネー・ローンダリングに悪用されることを防ぐ取組の推進

- ・ 犯罪収益移転防止法上の義務が適切に履行されるよう関係省庁と連携して対応。【警察庁】【再掲】3(2)イ

エ 犯行に利用された預貯金口座の凍結等<再掲>3(2)ウ

オ 不正な現金等の国外持ち出しに係る水際対策の強化<再掲>4(1)エ(イ)

(3) 財産的被害の回復の推進

ア 被害回復給付金支給制度及び振り込め詐欺救済法の効果的な運用

- ・ 各都道府県警察に対し、犯罪被害財産の剥奪及び速やかな預貯金口座の凍結を指示。【警察庁】

イ 暗号資産を用いた詐欺被害の実態把握等

- ・ 自主規制団体との意見交換会において、暗号資産を用いた詐欺に関する被害の実態把握や、詐欺の被害回復のための対応に関する検討について協力を要請。【金融庁】

- ・ 暗号資産交換業者各社に対して被害発生状況や返金措置等の具体的な内容に関するヒアリングを行うとともに、自主規制団体とも連携して、今後の業界全体での対応についての検討を行っている。【金融庁】

ウ 不法行為に基づく損害賠償請求に関する裁判例の調査研究

- ・ インターネット上の権利侵害事案を中心とする不法行為に基づく損害賠償請求事案について、実施時期頃までの取りまとめに向けて、近時の公表されている裁判例のうち、慰謝料等の損害額に関するものの動向につき調査研究を継続。【法務省】

エ 国境を跨いだ被害回復の検討

- ・ 海外口座への振込や暗号資産送金等により被害金が海外に流出している場合についての実態把握を行うとともに、国内外の関係機関との連携強化に向けた取組について、引き続き検討していく。【警察庁、金融庁、法務省】

以上